寿都町、神恵内村における文献調査開始問題に関する質問主意書

提出者 逢 坂 誠

5都町、神恵内村における文献調査開始問題に関する質問主意書

てい 定に反対ということであれば、 定を行うことはありません。 選定に関して、 る文献調査開始にあたっての申入れについて 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律 るが、 その文書本文の4にある 経済産業大臣は令和二年十一月二十七日付け北海道知事宛文書 仮に、 当該. 上記意見において、 市 「当該都道府県知事又は市町村長の意見に反して、 町村 は最終処分法上の処分地選定プロ (回答)」 (以下「最終処分法」)による特定放射性廃棄物の最終処分地 (以 下 都道府県知事又は当該市 「経産大臣回答書」)と題する文書を送付 セス 「寿都町及び神恵内村におけ 町村長が概要調 から外れることとなり 概要調 査 査 地区等の 地 区 \mathcal{O} ŧ 選 選

地区 て知事 区 .選定という段階に進まないという意味にとどまらず、 プロ (最終処分法第六条第二項) 文は セス 市 から外れることとなります。 町村長が反対した場合は、 でもなくなるという意味に解してよい 最終処分選定手続から離脱すること、 の意味は、 すでに進められた手続は撤 文献調査が終了後、 か、 具体的に明らか 概要調 すなわ 一され、 査 ち、 地区 単に概 にされ の選定に当た 文献 要 調 調 査対 査 象 地

知事又は市町村長から、

国に対して「プロセスから外れる」ための反対意思の伝達手続について最終処

す。

との記述について、

以下の点を明示されたい。

分法の施行規則を整備する考えはあるか。 あるとすればいつ整備する予定かを、 具体的に明らかにされた

\ <u>`</u>

三 経済産業省が原子力発電環境整備機構の文献調査認可後、 一定期間 (例二年) を経過しても、 知事又は

市町村長に概要調査地区選定についての賛否を問う経済産業省からの連絡が無い場合は、 知事又は市 町 村

長は国に対して反対の意思を伝達できること、反対の意思を伝達したときは、 当該市町村は最終処分選定

手続から当然に離脱する旨の施行規則を制定する考えはあるのか。 ないとすればその理由は何かを、 具体

的に明らかにされたい。

兀 経産大臣 回答書は法的にどのような効力があるのか、 法令に則した説明を、 具体的に明らかにされた

V :

右質問する。